

入院時食事療養費（食事代）及び 入院時生活療養費の標準負担額の変更について

2025年4月1日
宇部協立病院

★2025年（令和7年）診療報酬一部改定に伴い、4月1日より入院時食事療養費の食事療養標準負担額及び入院時生活療養費の生活療養標準負担額が下表のとおり変更となりますので、ご了承下さい。
食事療養費について質問がございましたら、事務職員へ声をおかけ下さい。

		70歳未満	70歳以上
一般		1食につき490円→ 510円	1食につき490円→ 510円
難病・小児慢性特定疾患患者		1食につき280円→ 300円	1食につき280円→ 300円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	1食につき230円→ 240円 (91日目以降180円→ 190円)	1食につき230円→ 240円 (91日目以降180円→ 190円)
	低所得者Ⅰ		1食につき110円→110円

※太字が変更後の金額

★65歳以上の方が療養病床に入院した場合の負担額

65歳以上の方が「療養病床」に入院した場合は、食費（食事代）の負担と、居住費（光熱水費相当額）の負担が必要になります。「療養病床」とは、慢性的な病気で長期入院するための病床です。

		食費 (1食)	居住費 (1日)
課税世帯	入院時生活療養費（Ⅰ）を算定する 医療機関に入院している者	490円→ 510円	370円
	入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する 医療機関に入院している者	450円→ 470円	0円
	指定難病患者	280円→ 300円	
市区町村民税 非課税世帯	70歳未満	230円→ 240円 (91日目以降180円→ 190円)	370円
	70歳以上	140円→140円 (医療の必要性が 高い方110円→110円)	370円
	指定難病患者	230円→ 240円	0円

※太字が変更後の金額

※当院は、入院生活療養費（Ⅰ）算定医療機関です。

※負担した食事・居住費の費用（生活療養標準負担額）は高額療養費の支給対象にはなりません。